

# 鹿児島大学農学部附属農場実習施設使用規則

平成 26 年 3 月 25 日

農規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島大学農学部附属農場実習施設（以下「施設」という。）の使用について、必要な事項を定める。

2 施設は、次の各号に掲げる施設をいう。

- (1) 学内農場
- (2) 唐湊果樹園
- (3) 指宿植物試験場

(使用の範囲)

第 2 条 施設は、鹿児島大学農学部（以下「農学部」という。）の履修規則に基づく学生実習（以下「学生実習」という。）のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に使用することができる。

- (1) 農学部の教職員又は学生（指導教員が承認した場合に限る。）が、教育、研究及び実験等を行うために使用する必要がある場合
- (2) その他農学部附属農場長（以下「農場長」という。）が特に使用を認めた場合

(使用期間)

第 3 条 施設を使用できる期間は、次に掲げる期間を除き、1 回の使用につき 5 日以内とする。ただし、農場長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- (4) 国立大学法人鹿児島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成 16 年規則第 57 号）第 31 条第 17 号に基づく夏季及び冬季休業期間

(使用手続)

第 4 条 施設を使用しようとする者は、原則として使用開始日の 10 日前までに、鹿児島大学農学部附属農場施設使用願（以下「使用願」という。）（別記様式第 1 号）を農場長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生実習の実施に伴い、施設を使用する場合は、使用願の提出は要しない。

(使用許可)

第 5 条 農場長は、前条第 1 項の規定による使用願の提出があったときは、使用目的等が適当と認められるものについて、必要な場合は条件を付して、使用を許可する。

2 前項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用期間等を変更し、又は使用を中止しようとするときは、速やかに農場長に申し出なければならない。

(使用料等)

第 6 条 指宿植物試験場の使用に宿泊が伴う場合、使用者は、別表に定める施設使用料を前納しなければならない。ただし、使用者が本学学生及び教職員で、教育、研究及び実験等のために使用する場合は、施設使用料を免除する。

2 既納の施設使用料の返還については、国立大学法人鹿児島大学不動産貸付要項（平成 21 年 4 月 1 日学長裁定）第 8 条第 2 項の規定を適用する。

（遵守事項）

第 7 条 使用者は、この規則及び使用心得（別記様式第 2 号）を遵守するとともに、施設職員の指示に従わなければならない。

（使用許可の取消し等）

第 8 条 農場長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 農学部において、緊急に施設を使用する必要が生じたとき。
- (2) 使用願に虚偽の記載があったとき。
- (3) 使用者がこの規則又は使用許可の条件に違反したとき。
- (4) その他農場長が必要と認めたとき。

（損害賠償）

第 9 条 使用者は、故意又は重大な過失により、施設、設備、家畜及び作物等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（事務）

第 10 条 施設の使用に関する事務は、農学部・共同獣医学部等総務課農獣医附属施設係において処理する。

（その他）

第 11 条 この規則に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 2 月 1 5 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

（施設使用料）

区 分	使用料金（1 人 1 泊）
指宿植物試験場施設使用料	200 円